

勤務(勤)指針文

一、勤務の標準は、

一、勤務の標準は、

九、勤務の標準は、

一、勤務の標準は、

一、勤務の標準は、

別記

要求決議文

一、生活不安な為月給ニ割五分増給ノコト

二、公傷ノ場合ハ治療代ヲ会社ニ於テ支出スルコト

三、従業員ニ事故ナキ限り解雇セザルコト

四、解雇ノ場合ハ手當ヲ支給スルコト 但シ三月以上勤績者ニハ

月給一ヶ月ヲ支給スルコト

五、退社ノ場合六ヶ月以上勤績者ハ月給一ヶ月分ヲ支給スルコト

但シ年功ニ依リ、之ニ準ス

六、公休日八月二回ノコト 但シ皆勤者ニ相當ノ年當ヲ支給スルコト

七、公休日以外会社ノ都合上休業ノ場合ト雖モ勤務トシテ支給

スルコト

八、勤務時間ヲ十時間トシ居残りノ場合ハ一時間ニ付十五キソノ支給

スルコト

九、臨時出勤勤務者ニハ特ニ手當ヲ支給スルコト

十、白衣及靴代トシテ一月月金一円五十キヲ支給スルコト